石川県立看護大学大学院看護学研究科博士前期課程　学位審査基準

１．審査体制

研究科委員会で選出された３名以上の審査委員により審査委員会を構成し、審査を行う。

２．審査基準

ディプロマ・ポリシーに基づき、看護学に寄与する基礎的研究能力並びに高度な専門知識及び実践能力の修得状況を評価するため、学位論文について以下の基準により審査を行う。

【健康看護学領域、実践看護学領域】

１）看護学の発展に寄与するものであること
２）研究課題の目的・意義を明確に設定し、適切な研究方法を用いていること
３）過去の関連研究について十分に調査し、適切に考量していること
４）明快で論理的に記述されていること
５）研究の実施から結果の公開にいたるまで倫理的問題がないこと
６）独自のデータまたは分析に基づいて得られた知見を示していること
７）自己の研究分野とその周辺領域の学際的な専門知識および研究方法に関する知識を有していること

【助産看護学領域】

１）専門分野における看護実践の発展に寄与する内容であること
２）研究課題の目的・意義を明確に設定し、適切な研究方法を用いていること
３）過去の関連研究について十分に調査し、適切に考量していること
４）明快で論理的に記述されていること
５）研究の実施から結果の公開にいたるまで倫理的問題がないこと
６）独自のデータまたは分析に基づいて得られた知見を示していること
７）自己の研究分野とその周辺領域の学際的な専門知識および研究方法に関する知識を有していること

３．評価

論文審査と最終試験を行い、審査委員会が作成した審査報告書をもとに研究科委員会において審議し、合否を決定する。